

令和6年3月21日

保護者の皆様

武豊町教育委員会  
教育長 榎原 寛二

## 令和6年度「ラーケーションの日」の実施について

春色の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃は、本町の教育行政及び各校の教育活動に、ご理解、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。  
さて、見出しのことにつきまして、下記のように実施いたします。「ラーケーションの日」について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 実施期間

令和6年4月22日（月）～ 令和7年3月24日（月）

※令和6年4月8日(月)から申請を受け付けます。

#### 2 取得可能日数

3日間（連続3日間も可） ※残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

※取得可能日数を超える申請があった場合は、欠席（家事都合）で処理をします。

#### 3 「ラーケーションの日」の取扱

学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとなります。

#### 4 「ラーケーションの日」の届け出の方法

・「ラーケーションの日 申請用紙」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。また、tetoru への入力もお願いします。（欠席理由：その他 備考欄：ラーケーションの日）

※tetoru を未登録の場合は、「ラーケーションの日 申請用紙」を提出し、連絡帳や電話等で学校に連絡をしてください。

#### 5 「ラーケーションの日」を取得するにあたっての留意事項

(1) 「ラーケーションの日」は、前日までに「ラーケーションの日 申請用紙」を届け出る必要があります。当日や事後に届け出ることにはできません。

(2) 「ラーケーションの日」を取得する日については、行事予定・授業等を確認の上、計画をしてください。ただし、行事予定・授業等については天候等により、当初の予定と変更となることもあります。

(3) 給食については、前月に食材の発注をするために、次のように対応します。

① 「ラーケーションの日」を取得する前月の15日(休日にあたる場合はその直前の平日)までに届け出をした場合

○ 「給食をカットする」、「給食をカットしない」を選択することができます。

・ 「給食をカットする」を選択した場合、給食費は徴収しません。ただし、その後「ラーケーションの日」の届け出を取り消しても給食を復活させることはできません。その場合、弁当持ちになります。

・ 「給食をカットしない」を選択した場合、給食費を徴収します。

※なお、4月中の取得は4月12日までに、9月中の取得は7月12日までに届け出をすれば、「給食をカットする」、「給食をカットしない」を選択することができます。各月の申請の詳細については、裏面をご参照ください。

② ①以降に届け出をした場合

○ 食材の発注を終えているため、「給食をカットしない」での対応となり、給食費を徴収します。

※ 「ラーケーションの日」の届け出そのものについては、取得する前日まで可能です。

	① 「給食をカットする」、 「給食をカットしない」を 選択できる期間	② 「給食をカットしない」 で対応する期間
4月分の申請	～4月12日(金)	4月15日(月)～
5月分の申請	～4月15日(月)	4月16日(火)～
6月分の申請	～5月15日(水)	5月16日(木)～
7月分の申請	～6月14日(金)	6月17日(月)～
9月分の申請	～7月12日(金)	7月16日(火)～
10月分の申請	～9月13日(金)	9月17日(火)～
11月分の申請	～10月15日(火)	10月16日(水)～
12月分の申請	～11月15日(金)	11月18日(月)～
1月分の申請	～12月13日(金)	12月16日(月)～
2月分の申請	～1月15日(水)	1月16日(木)～
3月分の申請	～2月14日(金)	2月17日(月)～

- (4) 「ラーケーションの日」を取得することで受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。補習などの特別な対応は行いません。授業内容についても、学校から連絡をいたしません。

【この件に関するお問い合わせ】

武豊町教育委員会 学校教育課 TEL 0569-72-1111 (内線374)  
武豊町立武豊中学校 教頭 TEL 0569-72-1283